

↑ e-Tax の利用状況

Q : 平成28年度のe-Taxの利用状況が公表されたそうですが、どのような内容だったのですか？

A : 次のような内容でした。

【解説】

さきごろ、国税庁から平成28年度のe-Taxの利用状況が公表されました。

主な内容は、次のとおりです。

①e-Tax利用率

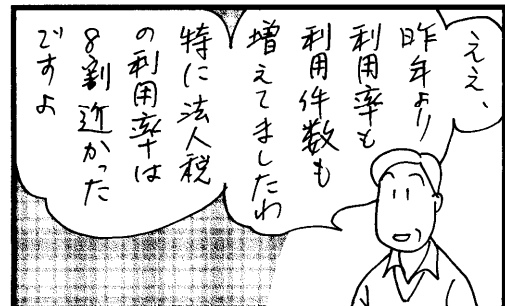
- 所得税申告53.5%(昨対+1.4)
- 個人消費税申告63.2%(同+4.4)
- 法人税申告79.3%(同+3.9)
- 法人消費税申告77.3%(同+3.9)
- 源泉徴収票等57.9%(同+3.0)
- 利子等の支払調書27.4%(同▲2.3)
- 納税証明書の交付請求9.9%(同+1.9)
- 電子申告・納税等開始届出書99.3%(同▲0.1)

②e-Tax利用件数

- 所得税申告992万件(昨対+4.4)
- 個人消費税申告71万件(同+7.6)
- 法人税申告209万件(同+6.3)
- 法人消費税申告152万件(同+6.0)
- 源泉徴収票等206万件(同+8.5)
- 利子等の支払調書2万件(同▲16.3)
- 納税証明書の交付請求14万件(同+33.7)
- 電子申告・納税等開始届出書297万件(同▲13.7)

③ICT活用率(総申告数のうち自宅等でネットを利用して申告書を作成した割合)

- 所得税申告77.0%(昨対+3.0)
- 個人諸費税申告73.2%(同+4.5)



法人税の納税地の異動届出書等の提出

Q : 法人税の納税地の異動届出書の提出先がワンストップ化によって手続きが変更になったようですが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

平成29年度の税制改正によって、法人の納税地の異動届の手続きが次のように簡素化されました。

【改正前】

法人税の納税地に異動があった場合(納税地の指定により異動があった場合を除く)は、その異動前及び異動後の納税地の所轄税務署長にその旨を届け出なければなりませんでした。

【改定後】

改正後は、異動前の納税地の所轄税務署長に提出するだけでよく、異動後の納税地の所轄税務署長に提出する必要はなくなりました。

なお、この取扱いは、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合も同様の取扱いがされ、異動前の本店等の所轄税務署長にだけ異動届を提出すればよく、異動後の納税地の所轄税務署長には提出しなくてよいこととなっています。

この改正は、法人の平成29年4月1日以後の納税地の異動について適用されることとなっています。



発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

⇩ インターネット公売

Q : インターネット公売というものがあるようですが、どのようなものなのですか？

A : 次のようなものです。

【解説】

インターネット公売とは、国(国税局、税務署)が差し押さえた財産を、インターネットの民間オークションサイトにおいて、競り売り(オークション)の方法によって行う公売の制度をいいます。

原則として、誰でも参加することができます。

オークションに参加するには、入札したい物件ごとに参加申し込みが必要で、原則として、参加申し込み時に保証金の納付が必要になります(物件によっては保証金の納付を必要としないものもあります)。

オークションは、ヤフージャパンのサイトで行われますので、参加するには、事前にYahoo! JAPANのID登録をしておく必要があります。

なお、実際に公売に参加する場合には、公売参加申込受付期間と買受申込期間がありますので、その期間内に申込みをしなければなりません。

落札できたときは、買受代金の納付期限までに売却決定価額に相当する金額を納付します。

ちなみに、次のインターネット公売の参加申込期間開始日は、平成29年11月2日からとなっています。



受贈者が贈与者より先に死亡した場合の相続時精算課税制度

Q : 相続時精算課税制度で贈与を受けた受贈者が、特定贈与者より先に死亡した場合の相続税の取扱いはどうなりますか？

A : 受贈者が特定贈与者より先に死亡した場合には、死亡した受贈者の子が代襲相続人として、特定贈与者の相続時に一体課税の適用を受け、相続税額の精算をします。

【解説】

相続時精算課税制度により受贈者が贈与により取得した財産は、特定贈与者（相続時精算課税制度の対象となる贈与をした人）である親の相続時に、相続により取得したものとみなして相続税を課税することとされています。

したがって、本来であればその親（特定贈与者）の相続時に子（受贈者）が相続時精算課税の適用を受けるのですが、その適用を受ける前に受贈者が特定贈与者である親よりも先に死亡した場合には、その受贈者の子である孫が相続時精算課税の適用を受けることになります。

すなわち、特例適用贈与財産は特定贈与者である親（祖父）の相続時に、孫が代襲相続人として相続により取得したものとみなされ、相続時精算課税制度が適用されることになります。

つまり、子（受贈者）が親（特定贈与者）より先に死亡した場合には、孫（受贈者の相続人）が、特定贈与者の相続税に関する納税の権利・義務を承継することになるわけです。

